



マネー教室

今回のテーマ 年金自動加入制度について

2012年10月より、企業年金の自動加入制度が段階的に導入されています。社員数が30人以上の企業は、今年10月から2017年4月1日までの期間に同制度を施行しなければなりません。今回は、企業の立場からこの年金法制について解説します。

年金自動加入制度とはどのようなものなのでしょうか。

従来は、雇用者が従業員を企業年金に加入させたり、拠出金を支払うことは義務付けられていませんでした。しかし、当法制施行日より、ほとんどの場合においてこれらの措置を取ることが雇用者にとっての法的義務となります。施行日は2012年4月1日時点の従業員数、また雇用者のPAYE Reference番号により既に割り当てられており、施行日の1年前には通常The Pensions Regulator（年金規制庁）より雇用者へ通告レターが郵送されます。

弊社は小さい事務所で、駐在員である私と現地社員の2人のみなのですが、同制度に関係あるのでしょうか。

はい。一人でもPAYEにより給与計算を行っている従業員を持つ雇用者は、当法制に関係があります。①16歳から74歳で、②英国にて就業しており、③英国にて所得税とナショナル・インシュランスがPAYEにより差し引かれている従業員が対象者です。

すべての従業員を加入させなければならないのですか。

年齢と給与計算期間の所得により自動的に加入させる従業員が決定されていて、22歳以上かつ国民年金受給年齢（男性65歳、女性63歳程度）未満であり、月収833ポンド（約15万2000円）超の従業員が自動加入対象となります。ただし、自動加入対象ではなくとも、月収が486ポンド超であれば年金に加入する権利があり、雇用者側の拠出金義務も発生します（下記表内①部分）。月収486ポンド以下の場合には加入の権利はありますが、雇用者は加入手続きをするのみで拠出金の支払い義務は発生しません（同表②部分）。ちなみに、正社員がパートタイム社員であるかに関わらず、PAYEにて給与を受け取っている従業員はすべて同様の扱いとなります。



雇用者はどの程度の拠出金を払わなければならないのですか。

英国で広範に利用されている確定拠出型年金に関しては、従業員の基本給・ボーナス・残業代などを含んだ総収入バンド所得となる「Qualifying Earnings」（2015/16年度は年収5824～4万2385ポンド、月収486～3532ポンド）に対し、最低合計8%が拠出金となり、そのうち雇用者の負担は3%以上です。例えば、給与が月2000ポンドの場合は、 $(2000 - 486) \times 3\% = \text{£}45.42$ となります。ちなみに雇用者が3%を負担した場合、従業員は残りの5%を支払うこととなりますが、従業員の拠出金には20%の税額控除が適用されるので、彼らが実際に支払うのは4%です。また、施行日にこれほどの拠出を突然行うことになると企業・従業員双方に負担が伴いますので、最低拠出金額は施行日時点では「合計2%、そのうち雇用者1%」であり、2018年10月まで段階的に上がっていきます。

計算が複雑ですね。

バンド所得ではなく、所得全体を対象として算出する「Certification」という方法を利用しますと、シンプルになります。3通りのオプションがありますが、基本給を計算対象とする選択肢が最も広範的です。その場合の最低合計拠出金は9%、そのうち雇用者負担は4%です。例えば、月の基本給が1500ポンドであれば、 $1500 \text{ポンド} \times 4\% = 60 \text{ポンド}$ です。尚、恒常的に基本給が総収入の85%以上であれば最低拠出金は合計8%、雇用者3%の選択肢もあります。

当法制の導入間近ですが、社員から加入したくないと言われました。どう対処すべきですか。

年金自動加入制度における「自動加入」の意味は、従業員の意思に関わらず年金に加入させるということです。たとえ加入意思がなくても法律ですので、雇用者はすべての従業員を加入させ、また拠出金の支払いを行わなければなりません。加入したくない従業員は加入後1カ月以内であればOpt-out（年金制度からの脱退）が可能で、拠出金も返金されます。

具体的に、弊社の年金制度はどのように選択・設定すればよいのでしょうか。

雇用者は諸々の要因を満たした認証された年金制度（Qualifying Workplace Pension Scheme）を設定するよう義務付けられています。一方、英国では保険会社などの年金管理会社は商品を提供するのみで、年金法制やスキーム選択に関する助言・説明会などは行っていません。年金の専門家として活動する代理人を通して販売した方が効率的だからです。そこで、通常はファイナンシャル・アドバイザーやベネフィット・コンサルタントといった年金の専門家が、企業の代理人として年金設定までのプロジェクト・マネージメントを司ります。彼らは一定の金融機関に属さず中立的な観点からスキーム選択、年金設定の各決定事項、年金法制義務などについて総括的に助言・代理人サービスを提供しています。年金設定に関しては、まず

代理人を決定し、施行日までの計画を練っていただく安心して。むろん専門家を利用せず、年金庁などのウェブサイト（www.thepensionsregulator.gov.uk/employers/your-step-by-step-guide-to-automatic-enrolment.aspx）から情報収集をして遂行することも可能です。

自動加入手続きのほかにもどのような義務があるのでしょうか。

雇用者には、重要事項を掲載した自動加入通知を所定の期間内に従業員に送付したり、前述のOpt-out、Opt-inを遂行したり、各データや通知記録を保存するなど様々な事務管理義務が発生します。最も重要な義務は施行日から5カ月以内に、当法制義務完了の申告となる「Declaration of Compliance」を行うことです。この手続きは、年金の専門家が代理人として行うことも可能です。

Source: The Pensions Regulator 2015年9月24日



※ 次回のマネー教室は12月17日に掲載致します。

本コラムのバックナンバーにつきましては、英国ニュースダイジェストのウェブサイト（www.news-digest.co.uk）をご参照ください。

当コラムは2015年9月時点の法制と税制に基づき一般的なガイドランスのために作成されており、皆様のご理解を深めるために内容を簡素化してある場合もあります。専門家の助言なしに記載情報にのみ基づき行動することはお控えください。その場合、筆者は一切責任を負いません。

年金自動加入制度における従業員の分類

月収	年齢		
	16 - 21	22 - SPA*	SPA-74
£833超	権利あり①	自動加入	権利あり①
£486超～ £833以下	権利あり①		
£486以下	権利あり②		

※2015/16税年度

*SPA=State Pension Age（国民年金受給年齢）

お金に関する質問受付中！

このコラムで取り上げて欲しいトピックやご質問などを随時受け付けています。ご要望などがありましたら、以下のメールアドレスまでどしどしお寄せください。

editorial@news-digest.co.uk

※件名に「マネー教室」とご記載ください。

和枝 ドゥルーリー APFS

日本人ファイナンシャルアドバイザー（CFP）。
十数年間の米英系投資銀行勤務を経て、FAとして独立。
日英両方の資格を有する。大手独立系FA会社に所属。
e-mail: info@kazuedrury-ifa.co.uk
URL: www.kazuedrury-ifa.co.uk
Lighthouse Financial Initiative Ltd is an appointed representative of Lighthouse Advisory Services Ltd.